

【令和8年4月21日受付分】

質問事項回答書

No.	質問事項	質問内容	回答
1	参加表明書の提出期限	プロポーザル実施要領の2 ページ「5. スケジュール」および3 ページ「8. (1)提出期限」では、参加表明書の提出期限が「4 月28 日(水)」と記載されていますが、那賀町少子化対策等応援事業実施要領の1 ページ「5. プロポーザルスケジュール」では「4 月28 日(火)」と記載されています。提出期限は4 月28 日で相違ないか、ご教示ください。	提出期限は4月28日で相違ありません。
2	相談会の開催回数	プロポーザル実施要領4 ページ「提出書類に係る留意事項」において、企画提案書に「相談会の実施回数」を記載する必要がありますが、仕様書には具体的な開催回数の指定がありません。町が想定している規模感（年間回数等）があれば、ご教示ください。	令和8年度については、月1回程度を想定しています。
3	養成するメンターの人数想定	仕様書「6. (1)メンター養成の企画・運営業務」にて、町が想定している目標人数があれば、ご教示ください。	新規担い手確保も含め、15名程度を想定しています。
4	消費税の扱い	那賀町少子化対策応援事業実施要領2 ページ「8. 予算措置」は5,605,000 円とされていますが、プロポーザル実施要領1 ページ「4. 業務の概要 (4) 委託料の見積限度額」は5,095,000 円（消費税及び地方消費税を除く）と記載されており、予算措置金額が消費税込の場合、500 円の差額が生じています。どちらの金額を上限として遵守すべきか、ご教示ください。また、見積書作成にあたっては、内訳金額を税抜きで記載し、最後に消費税を加算する形式でよろしいでしょうか。	上限金額は、プロポーザル実施要領1 ページ「4. 業務の概要 (4) 委託料の見積限度額」の5,095,000 円（税抜き）となります。見積り作成にあたっては、内訳金額を税抜きで記載し、最後に消費税を加算する形で問題ございません。
5	メンターの活動費用	仕様書1 ページ「6. (1)メンター養成の企画・運営業務」メンターの活動は無償を前提としているのか、または認定後に交通費程度の支給を想定しているのか、ご教示ください。	メンター認定後に交通費等を費用弁償として支給する想定です。
6	チラシの配布範囲	仕様書1 ページ「6. 業務の詳細」にて、「広報業務は、チラシのデザイン、チラシの印刷製本、配布を含めること」とありますが、町内の公共施設への配布、および町広報紙への折込や全戸配布などのご対応は可能でしょうか。また、町の広報媒体（ホームページ・SNS）への掲載は可能かご教示ください。	公共施設への配布、町広報紙への折込、町の広報媒体への掲載は対応可能です。
7	審査会当日のプレゼンテーション	プロポーザル実施要領5 ページ「11. (3)審査会」において、当日の資料投影およびパソコン持ち込みは可能でしょうか。また、参加人数の制限などがあればご教示ください。	審査会当日のパソコンの持ち込みは可能です。資料はモニターから出力していただきますようお願いいたします。ケーブルはこちらで準備いたします。審査会場への入室は2～3名程度を想定しています。
8	養成講座・相談会の会場	仕様書1 ページ「6. (1)メンター養成の企画・運営業務」において、会場候補地の記載がありませんが、町の公共施設を使用する前提で、会場費は見積額に含めないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	養成講座の前提	仕様書1 ページ「6. (1)メンター養成の企画・運営業務」において、本事業は新規人材の育成を中心とした設計を想定したものでしょうか。あるいは那賀町において活動されている縁結びの会という既存のボランティア団体の既存人材・活動との連携・統合を前提とした事業設計を想定されているものでしょうか。	双方を想定しています。新規人材についてはもちろんのこと、既存人材にも現在の結婚支援における必要な知識の習得も必要と考えております。
10	養成講座の実施要件	仕様書1 ページ「6. (1)メンター養成の企画・運営業務」において、養成講座の実施にあたり、町として想定されている開催回数、時間などはありますでしょうか。あるいはプロポーザル提案において自由に設定して良いものか、ご教示ください。	養成講座を受講すると、メンターとして活動をはじめられる程度の知識・技術を身につけられるものと想定しており、6時間以上において自由に設定していただくようお願いします。